

バイオマス混焼発電施設整備事業に係る環境影響評価方法書 に対する市長意見

1 チュウヒに対する環境影響評価について

響灘埋立地は、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類に指定されているチュウヒの営巣の可能性が指摘されている。このため、チュウヒの営巣地を確認するとともに、採餌場やエサの種類、飛行ルート、飛行高度など可能な限りの情報を収集し、本事業がチュウヒに及ぼす影響について評価すること。

また、チュウヒの営巣期に工事を実施すると営巣地を放棄することが懸念されるため、工事の実施に伴うチュウヒへの影響についても予測すること。

2 水質に関する環境影響評価について

(1) 評価項目の追加

本事業に伴う排水には、石炭由来の成分が含まれている可能性があるため、水質の評価項目にノルマルヘキサン抽出物質やホウ素を追加することについて検討するとともに、準備書に当該検討結果を明示すること。また、造成工事により濁水の発生が懸念されることから、水質の評価項目に懸濁物質（SS）を追加することについても検討すること。

(2) 評価方法について

本事業の排水の放流口は、既に他工場も利用していることから、供用後における水温、化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、全リン（T-P）及び懸濁物質（SS）については、既存工場からの排水の影響を含めて評価を行うこと。

3 その他

(1) 硫黄酸化物、窒素酸化物及び温室効果ガス等の削減について

本事業における排ガス中の硫黄酸化物（SO_x）及び窒素酸化物（NO_x）の濃度については、最新の石炭火力発電所と同等かそれ以上となるよう可能な限り低減すること。

また、カーボンニュートラルの観点からバイオマスの混焼率を高めるとともに燃焼条件の検討を行い、更なる温室効果ガスの削減を目指すよう努めること。

(2) 緑地の設置について

景観の保全の観点から、事業予定地の道路に面した場所等については、可能な範囲で緑地を設けるよう配慮し、その緑地計画を準備書に記載すること。

(3) 粉じん対策について

石炭やバイオマスの運搬及び保管等の取扱いに際しては、可能な限り粉じんの発生抑制に努めること。